

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦		

※該当箇所に ☒ すること。

政治団体の区分	
☐ 政	党
☐ 政	党の支部
☐ 政	政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☒ その他の政治団体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

1747

(その1)

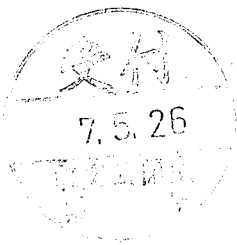
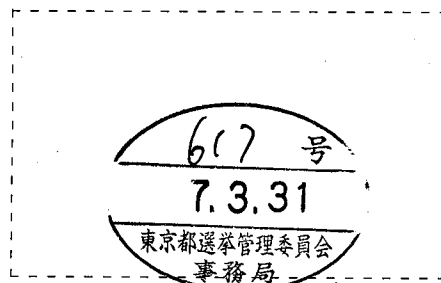
収 支 報 告 書

- (ふりがな) きせいかい
- 1 政治団体の名称 喜世会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都港区芝大門1-2-13
第一丁子家ビル
- 3 代表者の氏名 神谷 隆一
- 4 会計責任者の氏名 松本 典文
- 5 令和 6 年分

団体コード	1	1	0	0	0	6	1	9	2	0	0	0	9	2
前年繰越額	194,840 円													

事務担当者の氏名 新木寿郎

電話番号 03 3472 4793



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----			十億				1	9	4	8	4	0
(前年からの繰越額)	-----							1	9	4	8	4	0
(本年の収入額)	-----												0
支 出 総 額	-----												0
翌年への繰越額	-----							1	9	4	8	4	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金 額	-----			十億			百万			千			0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人											

(2) 寄 附													
ア 寄附(イを除く。)の区分				金 額						備 考			
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	(イ) 個人からの寄附			十億		百万		千		円			
	(イ) 法人その他の団体からの寄附												
	(イ) 政治団体からの寄附												
	小 計 (イ) + (イ) + (イ)												
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)													
イ 政党匿名寄附													
合 計 (ア + イ)													

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☐してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年3月31日

政治団体の名称 喜世会

会計責任者の氏名 松本典文



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代 表 者 の 氏 名

